

事前登録手続について

和歌山地方検察庁

1 事前登録対象者等

当庁の定例記者会見等に参加するためには事前登録を必要とします。

この登録は、下記①ないし⑥の会員社（以下「各会員社」といいます。）に所属する記者又は⑦、⑧に該当する記者において行うことができます。

- ① 日本新聞協会会員社
- ② 日本専門新聞協会会員社
- ③ 日本地方新聞協会会員社
- ④ 日本民間放送連盟会員社
- ⑤ 日本雑誌協会会員社
- ⑥ 日本インターネット報道協会会員社
- ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有すると認められる者
- ⑧ 以上のほか、①ないし⑦に該当しない記者で、上記の各会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有すると認められる者

なお、各会員社に所属する記者の登録は、1社につき3名までとなります。

また、記者会見場の収容可能人員に限りがあることから、記者会見への参加希望者が多数の場合には、登録した記者であっても、抽選又は受付順等の適宜の方法で参加人員を限ることがありますので、御了承ください。

2 申請方法

- (1) **新規登録・更新登録申請者**は、以下の書類の全てを郵送にて、和歌山地方検察庁企画調査課検察広報官宛てに提出してください（令和8年4月1日以降に他の検察庁で登録を認められた申請者は、②によります。）。

ア 登録申請書

イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し、上記1⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し、また、同⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピーでお願いします。）。

なお、上記各証明書に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真（4.5 cm×3 cm）1枚を添付してください。

ウ 同⑦に該当するとして申請する記者は、下記(ア)に掲げるもの

同⑧に該当するとして申請する記者は、下記(ア)及び(イ)に掲げるもの

(ア) 直近3か月において執筆・掲載した刑事事件に関する署名記事等（少なくとも毎月当たり1記事、計3記事以上）の写し

(1) 記者としての十分な活動実績・実態を有していることについて、当該記者が署名記事等を提供している各会員社において発行した証明書

(2) **令和8年4月1日以降に他の検察庁で登録を認められた申請者**については、下記ア、イの書類を郵送にて、和歌山地方検察庁企画調査課検察広報官宛てに提出してください。

ア 登録申請書

イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し、上記1⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し、また、同⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピーでお願いします。）。

なお、上記各証明書に顔写真が添付されていない場合又はその写しの顔写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真（4.5 cm× 3 cm）1枚を添付してください。

ウ 必要に応じて、別途必要書類の提出を求める場合がありますので、御承知おきください。

(3) 申請期限は、5月29日（金）（消印有効）です。

3 登録手続完了のお知らせ

上記登録申請を行ったものの、登録対象者として認められなかった方には、後日、文書、メール等でその旨お知らせします（登録者にはお知らせしません。）。

4 連絡用メールアドレスの登録

臨時記者会見については、通常、開催1時間前にその旨を通知することとしますが、各会員社に所属する記者については、当該会員社宛てに、上記1⑦及び⑧に該当する記者については、当該各記者宛てに、原則としてメールでお知らせする予定です。

については、各会員社は、各社使用の特定のメールアドレスを、同⑦及び⑧に該当する記者は、自己使用の特定のメールアドレスを登録する必要があります。その手続については、登録が認められた方に後日お知らせします。

5 登録の更洗手続について

当庁において登録になりました記者につきましては、令和9年5月頃に登録の更洗手続が必要となります。

更洗手続の詳細につきましては、おって、御連絡いたします。

6 記者会見等への参加手続

記者会見への具体的な参加手続等については、おって、適宜の方法でお知らせします。

7 登録申請書郵送及び問い合わせ先

〒 640-8586 和歌山市二番丁3

和歌山地方検察庁企画調査課検察広報官宛て

電話 073-422-4164

(メール・FAXでの問い合わせには応じておりません。)

以 上

和歌山地方検察庁記者会見 登録申請書

(ふりがな)	
氏 名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生
住 所	
報道機関に所属している場合はその名称	
所属報道機関連絡先 (下記⑦⑧の記者については個人の連絡先)	住所： 電話： FAX：
該当するものに○を付けてください	① 日本新聞協会会員社 ② 日本専門新聞協会会員社 ③ 日本地方新聞協会会員社 ④ 日本民間放送連盟会員社 ⑤ 日本雑誌協会会員社 ⑥ 日本インターネット報道協会会員社 ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有する者 ⑧ 上記①～⑦に該当しない者で、上記の各会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有する者
令和8年4月1日以降に他の検察庁への登録の有無	有 【 検察庁】 ・ 無

※ 「他の検察庁への登録の有無」欄の「有」に○をした記者であっても、記載欄の全てに漏れなく記入してください。また、「他の検察庁への登録の有無」欄の「有」に○をした記者については、当該検察庁に対し登録の内容等を確認しますので、ご承知おき願います。

和歌山地方検察庁記者会見参加規約

1. 当庁に来庁している事件関係者の方々のプライバシーを保護するため、記者会見場以外には絶対に立ち入らず、また、これら関係者のプライバシーを侵害するような行為に及ばない。
2. 記者会見場はもとより、庁舎内の行動に当たっては職員の指示に従う。
3. 記者会見中に会見状況を画像、音声又は電子情報等で配信しない。
4. ビデオカメラ、カメラ等による撮影は、当庁が事前に許可した場合を除き、行わない（当庁が許可した場合であっても、撮影は冒頭部分のみとし、撮影方法等については職員の指示に従う。）。
5. 参加希望者多数の場合は、抽選又は先着順等適宜な方法で参加者が限定される場合があることを了解する。
6. 記者会見等の適正かつ円滑な進行を阻害するような行為をしない。
7. 上記事項に反する行為をした場合には、直ちに本登録を抹消されるとともに、今後の登録申請はできないことを了解する。

上記参加規約を遵守することに同意し、登録の申請をします。

令和 年 月 日 署 名

証 明 書

下記の記者は、当社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有することを証明する。

会 社 名

代表者氏名

(印)

担当者氏名・連絡先

記

記者氏名

活動実績等の概要
(署名記事を提供
した媒体の名称及
びその記事の概要
等)
